

平成 29 年 第 3 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 29 年第 3 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 29 年 3 月 17 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 29 年 3 月 17 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 29 年 3 月 17 日 午前 11 時 15 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	欠
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	欠
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 21 番	萩迫 修作		席番 23 番	原田 純一	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	深迫		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 20 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第 21 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 23 号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第 24 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について</p> <p>議案第 25 号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p> <p>議案第 27 号 農業委員会活動の平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>議案第 28 号 農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>議案第 29 号 非農地通知に係る対象農地の承認について</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 29 年第 3 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 21 番、萩迫委員と、席番 22 番、原田委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、福岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡	<p>〇〇さんの件ですが、なかなか成立に難航しておりますが、本人の意向もあり、もう少し継続したいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、小園委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>〇〇の分ですが、土地の関係や値段等も含めてこの 3 ヶ月間ほど頑張ってきましたけど難しい面もあり、本人の了解も得た上で、今回で打ち切りということにさせていただきたいと思います。</p>
議長	山下	<p>ただ今、小園委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、上野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>3 件、一緒をお願いします。</p>
委員	上野	<p>議案 4 ページの 7 番と 8 番、9 番は譲渡者が同じですので 3 件一緒に報告いたします。</p> <p>7 番の〇〇さんの土地ですが、成立日は 3 月 5 日で、10 アール当たり 40 万円で 596 m<sup>2</sup>、価格は 23 万円で成立しました。譲受者は、有明町蓬原の〇〇さん 24 歳でございます。〇〇さんは、畑、田にキャベツやバレイショ、</p>

		<p>甘藷を作付けされております。</p> <p>次に番号8の〇〇さんの土地ですが、成立日は3月5日で、譲受者は〇〇さん60歳でございます。10アール当たり20万円で価格は40万円で成立いたしました。畑への進入路が狭く段差もあるためこの価格でまとまりました。〇〇さんは認定農業者でプロイラーを経営されております。</p> <p>次に番号9番の〇〇さんの分ですが、譲受者は〇〇さん60歳でございます。成立日は3月7日で、10アール当たり75万で3,431㎡、価格は250万円で成立いたしました。〇〇さんは茶7ヘクタールと水田13アールを家族4人で経営されております。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>あっせんが成立しましたので、報告いたします。</p> <p>成立日は2月25日です。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地の〇〇さんです。詳細は、あっせん成立資料に記載してあるとおり2,666㎡でお茶畑でございます。全部で200万円になります。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉松委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>先日の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告します。4ページのあっせん成立資料12番ですが、場所は曾於地域公設卸売市場から東へ3キロメートルの所で、西谷集落の上になり、昭和53年からの県営農地保全整備事業で整備された所です。</p> <p>譲受者は、志布志町帖五区平和自治会にお住まいの〇〇さんで、〇〇の経営者でもあります。〇〇さん宅からは、車で約5分の距離にあります。あっせん価格は、15万円でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、谷口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	谷口	<p>先日の総会で依頼のありました議案書4ページの11番ですが、譲受人は松山町新橋の〇〇さんでございます。</p> <p>あっせん成立日は3月3日でした。あっせん価格につきましては、529㎡の総額で5万円でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、青山委員の報告をお願いいたします。</p>

<p>委員 青山</p>	<p>2月に依頼がありました〇〇さんの分について、あっせんが成立いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>あっせん委員は、萩迫委員と、私、青山でございました。</p> <p>5ページになります。13番、14番は譲受者が同一ですので、一括して報告いたします。</p> <p>まず、13番を報告いたします。成立日は3月5日でございます。譲受者は有明町伊崎田の〇〇さん、1,107㎡で価格は総額58万円で成立いたしました。</p> <p>続きまして、14番を報告いたします。成立日は3月8日で、譲受者は、有明町伊崎田の〇〇さん、745㎡で価格は総額43万円で成立いたしました。野菜を栽培する予定とのことでもございました。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>2月17日、農業委員と認定農業者との意見交換会を蓬の郷において開催いたしました。</p> <p>合計27名の出席でございました。担い手や農地集積等について意見等が出されました。</p> <p>3月6日、県農業会議の臨時理事会及び第91回通常総会が鹿児島市で開催され、事業計画等が承認されました。</p> <p>3月14日、志布志市農業公社の評議員会が、市役所本庁で開催され、事業計画等が協議されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、12件の申請でございます。</p> <p>まず、7ページ、番号31番を審議いたします。</p> <p>番号31番は、市外にお住まいの方であるため、〇〇さんをお呼びしてあります。〇〇さんの入室を許可します。</p> <p>(農業者 入室)</p>
<p>議長 山下 主任主査 大野</p>	<p>事務局で説明をお願いいたします。</p> <p>はい議長、それでは議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請の番号31番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、7ページです。</p>

		<p>まず、譲渡人は京都府木津川市加茂町にお住まいの〇〇さん 80 歳で、譲受人は宮崎県都城市高木町にお住まいの〇〇さん 38 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 2,839 平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日も出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、志布志 福山線を志布志から有明方向に進みますと、左手にセブンイレブン伊崎田店があります。そこを左折し 800m ほど進んだ左手にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 2 ページのとおりでございます。申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上で、番号 31 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、それでは、番号 31 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	隈元	まず、この畑まで自宅からどのくらい時間がかかりますか。それから、今後、何を作付けされる予定でいらっしゃいますか。
農業者	〇〇	今、住んでいるところから農地まで 30 分ぐらいかかります。今後、農地の横に自宅を建てる予定です。主に田や甘藷で営農していく予定です。
議長	山下	ほかにありませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ここで、〇〇さんには退席していただきます。 (農業者 退席)
議長	山下	それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 32 番を審議いたします。 白坂委員説明をお願いいたします。
委員	白坂	会長より依頼のありました、番号 32 番について報告いたします。 譲渡人は、鹿児島市田上〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受

		<p>人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、松山町泰野に家畜集合センターがありますが、そこから 200 メートルの所にあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 5 分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、妻と 2 人で水稻と甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、軽トラック、草刈機などを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 33 番を審議いたします。</p> <p>同じく、白坂委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	白坂	<p>会長より依頼のありました、番号 33 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、柿木志布志線の泰野宮下入口を志布志方向へ約 100 メートル行った所にハウス団地がありますが、そこを南へ 150 メートル行った所の左側になります。</p> <p>本人宅からは、車で約 5 分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、畜産関係の会社に行きながら奥さんと水稻と甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター、いも掘取機、軽トラック、自走式田植機、動力噴霧器などを保有してます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条</p>



		<p>の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8ページ、番号34番を審議いたします。</p> <p>吉松委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	吉松	<p>会長より依頼のありました、番号34番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市道一丁田・宇都鼻線沿いに、迫田興業、横浜タイヤ志布志店がありますが、その真向かいに、元の太陽の子幼稚園舎、今、さくらゴルフアカデミーとなっているようですが、ここへ通じる道路沿いにある水田です。</p> <p>筆数は4筆ですが、今は、作業がしやすいように1枚の水田になっており、周辺には譲受人の所有地、借地も多くあります。尚、家からは5分以内の距離にあります。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、尚志館高等学校のすぐ西側にお住まいで、大型穀物乾燥機、大型トラクター他、ほとんどの農機具は揃えており、水稻や甘藷を中心に5から6名の常時雇用や季節雇用者等で対応しているとのことです。</p> <p>申請地を取得できれば、早期水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 35 番を審議いたします。 小園委員説明をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました、番号 35 番について報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道志布志南之郷線沿いに森山小学校があります。そこを志布志方面から見て、右に 200 メートルほど進んで川をはさんだ右手の土地です。 本人宅からは、5分のところにあります。 〇〇さんは、水稻、甘藷を主に栽培されておりまして、申請地には普通水稻を作付けする予定とのことでした。 また、トラクター1台、田植機1台、コンバインを保有しています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。ご審議よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 36 番を審議いたします。 同じく、小園委員説明をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました、番号 36 番について報告をいたします。 譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。 申請地は議案書に記載されているとおりです。場所ですが、志布志町に

		<p>中山信商店がありますが、松山方面から見まして、左に約 350 メートル進み、そこを右に約 100 メートル進みまして、さらにそこを左に約 100 メートル行きました左手の土地でございました。</p> <p>本人宅からは、約 3 分のところでございます。</p> <p>〇〇さんは、甘藷、水稻を主に栽培されておりまして申請地には甘藷を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>トラクター 2 台、コンバイン 1 台、耕運機 1 台、自走式田植機 1 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、9 ページ、番号 37 番を審議いたします。</p> <p>番号 37 番から、番号 39 番までは、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>長岡委員説明をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>会長より依頼のありました、番号 37 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでありますが、場所は、柳井谷自治会にはいる前に柳井谷橋がありますが、そこより 100 メートル程行って、右へ 300 メートル行ったところにあります。〇〇さんの隣の田であります。</p> <p>本人宅からは、約 5 分のところでございます。</p>

		<p>〇〇さんは、ここに普通水稻を作付けしたいとのことであります。</p> <p>農機具は、親戚の機械を借りてやっておられます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまゝ。ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、番号38番を報告させていただきます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、この場所ではありますが、先ほどの37番の隣になります。同じく、普通水稻を作付けしたいとのことであります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまゝ。</p> <p>続きまして、39番を報告させていただきます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。この場所も、先ほどの37番の隣になります。同じく、普通水稻を作付けしたいとのことであります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまゝ。また周囲の状況からも支障はないと思われまゝ。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。まず、番号37番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号38番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること</p>

		<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 39 番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、10 ページ、番号 40 番を審議いたします。</p> <p>番号 40 番と、番号 41 番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>坪山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坪山	<p>はい。会長より依頼のありました、番号 40 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市道吉村山之口 1 号線沿いから土橋自治会中心地から西方向の農道へ 600 メートル行った自作している茶園近くにあります。</p> <p>次に、番号 41 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大阪府八尾市沼〇丁目〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。いところ関係になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、同じく市道吉村山之口 1 号線沿いの土橋自治会中心地から北側伊崎田方面へ約 400 メートル行った所の左側に伊崎田養魚場がありますが、そこを右折しまして約 300 メートル行った所がありました。</p> <p>〇〇さんは、家族 3 人でお茶と米を栽培しており、申請地にはお茶を作付けするとのことでした。</p>

		<p>農機具は、トラクター 2 台、移動式田植機 1 台、ハーベスター 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、二つとも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願いま。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございま。まず、番号 40 番を審議いたしま。</p> <p>これにつつましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございまるので、お諮りしま。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めま。</p> <p>次に、番号 41 番を審議いたしま。</p> <p>これにつつましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございまるので、お諮りしま。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めま。</p> <p>次に、番号 42 番を審議いたしま。</p> <p>諏訪委員説明をお願いいたしま。</p>
委員	諏訪	<p>はい。それでは、番号 42 番についてご報告いたしま。</p> <p>譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇有限会社代表取締役〇〇さんでございま。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございま。申請地の場所は、重田自治会集会所から中野方面へ約 600 メートル行つたところの東側になります。そこには、〇〇さんがお茶を約 2 ヘクタール位作付けをされております。その隣になります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者でもあり、主に茶を栽培していらっしやいま。</p> <p>農機具等につつましては、トラクター 2 台、摘菜機 12 台、防除機 4 台、</p>

		<p>トラック 29 台を保有されているということでございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方をよろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございま。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございま。お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めま。</p> <p>よって日程第 4、議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしま。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 20 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたしま。</p> <p>12 ページ、番号 3 番を審議いたしま。</p> <p>現地を調査された、樽野委員の報告をお願ひいたしま。</p> <p>議案第 20 号、番号 3 番についてご報告いたしま。</p> <p>別紙資料は 4 頁から 6 頁になります。</p> <p>調査日は 3 月 7 日、調査委員は諏訪委員、原田委員と私と事務局より 2 名と農政課の吉井さんが同席されま。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、妻の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道志布志有明線を野神小学校より芝用の方へ 500 メートル行っところから右へ 100 メートル行っところの左側です。</p> <p>変更後の用途は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は宅地、南側は道路、西側は水路です。</p> <p>排水は、西側の水路を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は農用地区域内農地ですが、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地から除外しても問題ない</p>
委員	樽野	

		との意見の一致をみました。 ご審議方、よろしくお願いします。
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見 ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域か らの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 5、議案第 20 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る 意見については、計画変更を 認めるよう、市長に提出することに決定をい たしました。 次に、日程第 6、議案第 21 号、農地法第 4 条の規定による許可申請につ いてを議題といたします。 14 ページ、番号 3 番を審議いたします。 現地を調査された原田委員の報告をお願いいたします。 議案第 21 号、番号 4 番についてご報告いたします。 調査日は 3 月 7 日、調査委員は樽野委員、諏訪委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。別紙説明資料の 7 頁から 10 頁を参照下 さい。この件につきまして、始末書も添付されております。 申請人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立 会人は、奥さんの〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、原田小学校より西へ 100 メートル行き、原田橋を渡り田原川沿 いを南へ 150 メートル行った所の右側でございます。 転用目的ですが、豚舎・堆肥舎で、今回は農地転用の許可を申請するも のでございます。 周囲の状況は、北側は水路、東側は田、南側も田、西側は水路です。排 水は、北側の水路に流されていまして。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。 第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、許可できる場合の農業用施設にあ たります。
委員	原田	



		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>最初に、16ページ、番号12番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された吉松委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第22号、番号12番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は3月7日、調査委員は吉野委員、福岡委員の3名、事務局より2名同行してもらいました。</p> <p>譲渡人は、埼玉県所沢市大字山口〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さん、埼玉県鶴ヶ島市大字脚折〇〇番地〇 〇〇さん、茨城県取手市戸頭〇丁目〇番〇-〇号の〇〇さんの3名でいずれも会社員です。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇の株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は11頁から13頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、総会資料11ページから13ページをお開きください。志布志市立図書館、ふれあい交流館の入口と平行した公衆用道路を100メートル程入りますと、平成10年頃、志布志町時代にふれあい農園として開設され、これまで多くの方に広く利用されてきた所です。</p> <p>転用目的は、議案書に記載されているとおり、分譲地でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は畑、西側は宅地で、東側を除き3方ともブロックで囲まれている現状です。排水につきまして</p>
委員	吉松	

		<p>は、東側の道路側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号13番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された福岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡	<p>議案第22号、番号13番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は3月7日、調査委員は吉野委員、吉松委員と私、福岡です。事務局から2人同行いたしました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん、鹿児島市紫原〇丁目〇番〇号の〇〇さんです。譲受人は、株式会社〇〇です。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は14頁から16頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志町安楽町原交差点を港方向へ900メートル進んだ交差点を右折してグリーンロードに入って、進んだところのポヌール一番館の近くにあります。転用目的は建売住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は畑、西側は宅地です。排水につきましては、東側にある市道側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p>

		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、17 ページ、番号 14 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>議案第 22 号、番号 14 番について報告をいたします。</p> <p>調査日は 3 月 7 日、調査委員は吉松委員、福岡委員と私、吉野でございます。事務局から 2 人の同行がありました。</p> <p>貸人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇平城集落にお住まいの〇〇さんで、借人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇平城集落にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 17 頁から 19 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、平城の上の台地でございます。安楽小学校から市役所に行く道路と一丁田から上門に行く農免道路の一旦停止のある交差点の角地になります。</p> <p>転用目的は資材置場です。資材置場が不足しているということでの申請でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側は宅地です。排水は、南側の側溝を利用するとのことで問題はないと思います。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地でございますが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意</p>

		見の一致をみました。 ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 15 番を審議いたします。 番号 15 番は、平成 28 年 9 月総会の議案第 76 号、番号 20 番で審議いたしましたところの、5 条申請でございます。 これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 16 番を審議いたします。 番号 16 番は、平成 28 年 10 月総会の議案第 84 号、番号 22 番で審議いたしましたところの、5 条申請でございます。 これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 23 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。 最初に、19 ページ、番号 7 番を審議いたします。

<p>委員 福岡</p>	<p>現地を調査された、福岡委員説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 23 号、番号 7 番について報告いたします。</p> <p>別紙資料は 20 ページから 22 ページです。</p> <p>調査日は 3 月 7 日、調査委員は吉野委員、吉松委員と私、福岡です。事務局より 2 人の同行です。</p> <p>願出人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志警察署森山駐在所前の県道 65 号線を志布志方向に約 300 メートル進み、右折して約 200 メートル下った左手にあります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は畑、南側は畑、西側は山林です。</p> <p>作物が育たず段差もあり、クヌギを植栽したということで、そのまま山林化したということでした。周りへの支障はありません。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 8 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、吉野委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 吉野</p>	<p>議案第 23 号、番号 8 番について報告をいたします。</p> <p>調査日は 3 月 7 日、調査委員は吉松委員、福岡委員と私、吉野です。事務局から 2 人同行されました。</p> <p>願出人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙資料は 23 ページから 25 ページです。</p>

		<p>場所は、出水中学校跡の南側にあります。</p> <p>申請人が帰ってきた時はクヌギが植えてあったということで 20 年以上経過しており、畑として戻せない状況でありました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は公衆用道路、南側は畑、西側は山林で、川沿いにあり影をさしております。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみたところでございます。ご審議方よろしく願いいたします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 9 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、吉松委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>議案第 23 号、番号 9 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 3 月 7 日、調査委員は吉野委員、福岡委員と私、吉松です。なお、事務局から 2 人同行してもらいました。</p> <p>願出人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地〇大越集落にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>別紙資料は 26 ページから 28 ページを参照ください。</p> <p>場所は、県道 110 号塗木・大隅線を田之浦郵便局から四浦校区堤口に向かって、約 3 キロメートル行った右下にあります。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側も山林、南側も山林、西側は河川です。</p> <p>立会人から聞き取った状況ですが、20 年以上前までは努力して米を作っていました。周辺が山林の上、水路や道路の維持管理、イノシシ被害等から耕作を諦めざるを得ない状況になり、山林化したため、今回、非農地として申請したものです。とのことでした。</p> <p>ここは、小さなトラクター、耕運機がやっと通れるような状況で、事故</p>

		を考えるとこれ以上の耕作は難しいものと思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、20 ページ、番号 10 番を審議いたします。 現地を調査された、諏訪委員説明をお願いいたします。 議案第 23 号、番号 10 番についてご報告申し上げます。 調査日は3月7日、調査委員は樽野委員、原田委員と私でございました。また、事務局より2名同行されました。 願出人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。立会人も〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりですが別紙資料は29 ページから31 ページになります。 場所は、本庁から猜グ宇都方向へ下りて行った谷にありました。立会人から聞き取りをいたしました。田は双方山に囲まれて、日照も悪く水稻が育たなかったということでした。 周囲の状況ですが、北側は山林、東側は用悪水路、南側も用悪水路、西側は狭い田がありました。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
委員	諏訪	
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農

		地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 11 番を審議いたします。 同じく現地を調査された、諏訪委員説明をお願いいたします。
委員	諏訪	議案第 23 号、番号 11 番についてご報告申し上げます。 調査日は 3 月 7 日、調査委員は樽野委員、原田委員と私と、事務局から 2 人で調査をしました。 願出人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。立会人も〇〇さん本人でございました。 申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございますが、本庁舎から通山方向へ約 1.8 キロ行った飯山自治会内のところで、県道からは西側に入ったところにあります。 尚、立会人から聞き取りをいたしました。昭和 53 年に養豚場を建設し、地目変更をしないまま豚舎を建てたものです。年数が経過し、とても畑への復元はできない状況でした。 周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は畑、南側は用悪水路、西側は公衆用道路となっております。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 8、議案第 23 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。 次に、日程第 9、議案第 24 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。



主任主査 深迫	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第24号 非農地証明願いに伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、22ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として交付するものです。</p> <p>始めに、番号9の願出人は、鹿児島市城山〇丁目〇番〇号 〇〇さんです。土地は、志布志町安楽字田尻 3625番 田 505平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、パチンコMGM 志布志店の駐車場南側に隣接している所でございます。現在、原野化しております。</p> <p>続いて、番号10の願出人は、曾於市末吉町南之郷〇〇番地 〇〇さんです。土地は、志布志町田之浦字池口1492番33 畑 4,008平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、県道南之郷・志布志線沿いにある牧野公民館より北へ60mの所でございます。現在、山林化しております。</p> <p>最後に、番号11の願出人は、鹿児島市西佐多町〇〇番地〇 〇〇さんです。土地は、有明町伊崎田字岩下 7867番1 田 2,062平方メートル、同じく7867番4 田 1,070平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、県道志布志・福山線より、県道尾野見・伊崎田線に入り、1.2km進んだ所でございます。現在、原野化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号9と10を隈元委員、大迫委員、長岡委員、番号11を上野委員、立山委員、中之内委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしく願います。</p>
議長 山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p>

<p>次長 桑迫</p>	<p>よって日程第9、議案第24号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第25号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第25号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、24ページから25ページとなっております。</p> <p>最初に24ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成29年3月31日で、田が1,768㎡です。所有権を移転する者2人、所有権の移転を受ける者2人で、売買によるものです。</p> <p>次に、25ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>番号5の所有権を移転する者は、東京都杉並区の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町泰野の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、2筆で1,065㎡の田で、土地代金は25万円です。移転時期等につきましては、平成29年4月14日を予定しております。</p> <p>次に番号6の所有権を移転する者は、松山町新橋の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、稲作の規模拡大です。</p> <p>設定面積は、1筆で703㎡の田で、土地代金は15万円です。移転時期等につきましては、平成29年4月14日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>

主幹兼係長 新村

議案第25号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。

議案書は、26頁から60頁となっております。

まずは、議案書26頁の利用権設定の総括表を説明いたします。

公告日は平成29年3月31日で、始期は平成29年4月1日となります。設定期間が、1年から15年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。

利用権の設定面積は、田が5万8,084㎡、畑が14万5,757㎡、樹園地が3万5,605㎡で、合計しますと23万9,264㎡となり、うち更新分は7万9,711㎡となります。

利用権の設定をする者の数が79名で、利用権の設定を受けようとする者の数が53名であります。

利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より26名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。

詳細につきましては、27頁から56頁の明細表をご確認ください。

次に、利用権の転貸について、議案書57頁の総括表でご説明申し上げます。公告日は平成29年3月31日で、始期が平成29年4月1日であります。設定期間は5年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。

転貸面積は、畑の1万6,996㎡です。

利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は5名であります。

詳細につきましては、58頁から60頁の明細表をご確認ください。

以上で、議案第25号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 山下

ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。

最初に、27ページ、番号1番を審議いたします。

番号1番は、隈元委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、隈元委員には、ここで、退席をお願いいたし

		ます。
		(限元委員 退席)
議長	山下	それでは、27 ページ 番号1 番につきまして、なにか ご意見ございませ せんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めるこ とに ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで限元委員の入室を許可します。 (限元委員 入室)
議長	山下	次に27 ページ、番号2 番から、56 ページ、番号83 番までと、26 ページ の総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。 58 ページ、番号1 番から、60 ページ、番号7 番までと、57 ページの総 括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第10、議案第25 号、農用地利用集積計画決定については、 原案どおり決定いたしました。 次に、日程第11、議案第26 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあつ せん委員の指名についてを議題といたします。 事務局で説明いたします。

次長	桑迫	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第26号の 農業経営基盤 強化促進法に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は62ページとなっています。</p> <p>番号7番の申出者〇〇さんは、有明町伊崎田にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町伊崎田字鳶ノ段3220番 畑で1,892㎡、同じく3221番畑で2,188㎡、同じく3222番 畑で1,880㎡の3筆です。</p> <p>土地の場所は、曾於街道の元ショッピング留岡を100メートルほど有明大橋の方へ進み、点滅信号を右折、突き当たりを鍋集会所の方へ50メートルほど進み右折し、農道を300メートルほど進んだ右側にあります。</p> <p>畑は、現在 何も耕作されていませんが、耕運がしてあります。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、萩迫委員と青山委員でご提案いたします。</p> <p>番号8番の申出者〇〇さんは、都城市梅北町にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町新橋 字水ノ谷4725番 1 畑で4,437㎡、同じく4788番 1 畑で2,645㎡の2筆です。</p> <p>土地の場所は、市道中山・豊留線の原口商店から泰野の方へ100メートルほど進み左折、市道表・大谷芝ノ元線を進み、表集会所から北へ400メートルほど進んだ右側にあります。</p> <p>畑は、現在飼料が耕作してあります。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、谷口委員と大迫委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p>

局長 福岡

よって、日程第 11、議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。

指名された委員の方々は、よろしくお願いたします。

次に、日程第 12、議案第 27 号、農業委員会活動の平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

事務局で、説明をいたします。

はい、議長。

それでは、議案第 27 号、農業委員会活動の平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認についてを、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、平成 28 年第 5 回定例総会の議案第 48 号でご承認いただきました、28 年度の活動等の点検・評価等につきまして、ご承認いただくものでございます。

本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。

28 年度より、改正農業委員会法の施行に伴い、国の様式が一部変更になっており、また、農家数、農業者数等においては、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いるよう、統一化が図られております。

まず、64 ページは、農業委員会の状況でございます。

1 の農業の概要としまして、耕地面積 6,660 ヘクタール、経営耕地面積 4,260 ヘクタール、遊休農地面積 264 ヘクタール、農地台帳面積 7,169 ヘクタールとなっております。

その下の、総農家数は 2,133 戸で、農業者数 2,813 人、認定農業者数は 516 経営となっております。

65 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、28 年度は 100 ヘクタールを目標としておりましたが 115 ヘクタールの集積がされたところでございます。

66 ページは、あらたに農業経営を営もうとする者の参入促進で、2 の平成 28 年度の目標及び実績は、2 月末で、4 経営体、80%の達成状況でございます。

67 ページは遊休農地に関する措置に関する評価で、これは、委員皆様方で調査していただきました、利用状況調査の結果を、データに反映させ、

		<p>精査を行いました結果、遊休農地が 70 ヘクタール解消されたところでございます。</p> <p>68 ページは、違反転用への適正な対応で、これも利用状況調査の結果 27 ヘクタールの違反転用が実績として上がってきたところでございます。</p> <p>69 ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検で、3 条申請の件数 134 件、農地転用に関する事務が 66 件でございます。これらは、2 月分までの実績でございます。</p> <p>70 ページは、農地所有適格法人からの報告への対応についてでございますが、未提出が 12 法人あり、ただいま催告がしてあるところでございます。</p> <p>その下の、情報の提供等から、71 ページの事務の実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この、点検・評価は、先ほど申し上げましたように、市のホームページに掲載いたしまして、再度 5 月の総会で、委員皆さま方の承認をいただくと いうことになっております。</p> <p>以上で、説明を 終わります。</p> <p>ご審議方、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
委員	小園	<p>はい。70 頁の農地所有適格化法人からの報告の対応ということで、毎年 12 法人くらいがありますが、実際、実態がない法人もあるのではないかと 思ったりもしているのですが、そこは調査としてはされているのですか。</p>
局長	福岡	<p>実態がないのではという法人が 2 件ありまして、これについては報告を してもらおうよう再三通知しております。他につきましては、毎年度ですが 遅れて 4 月から 5 月に提出されるという状況でございます。</p>
委員	小園	<p>法律ですので、きちんとすべきところはしてもらわないと、事務の方も 困るでしょう。それはそれで、早く出して下さいと指導していくことと、 2 つの法人ですが、もし、実態がないということであれば、解散とか含め てきちんとしないと次の 29 年度にも係ってくるので、対応した方がいいの ではないでしょうか。</p>
局長	福岡	<p>再度連絡をとって、対応を図っていきたいと思います。</p>
議長	山下	<p>ほかに、ご意見ございませんか。</p>

会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 12、議案第 27 号、農業委員会活動の平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、決定しました。 次に、日程第 13、議案第 28 号、農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを、議題といたします。 事務局で説明をいたします。
局長	福岡	はい、議長。 それでは、議案第 28 号、農業委員会活動の平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを、ご説明申し上げます。 この案件につきましても、本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。 まず、73 ページは、農業委員会の状況でございます。 1 の農家・農地等の概要ですが、農家数、農業者数等につきましては、28 年度とおなじく、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いております。 耕地面積 6,640 ヘクタール、経営耕地面積 4,260 ヘクタール、遊休農地面積 193.4 ヘクタール、農地台帳面積 7,169 ヘクタールとなっております。 74 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、29 年度も同じく 100 ヘクタールを目標としております。 その下の、3、あらたな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、4 経営体を目標としております。 75 ページは遊休農地に関する措置に関することとして、解消面積目標といたしまして 10 ヘクタールを目標といたしたところでございます。 その下の、違反転用への適正な対応でございますが、委員皆様方の利用状況調査、日常活動等の中で、農地法の周知徹底、違反転用者への適正な指導につきまして、よろしくお願いを申し上げます。 また、先ほども申し上げましたが、この活動計画につきましても、市の



		<p>ホームページに掲載いたしまして、再度5月の総会で、委員皆様方の承認をいただくということになっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ご審議方、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
委員	原田	<p>この、遊休農地に関する措置ですが、農業新聞等を見れば、ある農業委員会等はタブレット端末を使って活動されているのがありますが、事務局の方では、そのような考えはないですか。</p>
局長	福岡	<p>タブレットを活用している自治体もあるということで、これは業務を円滑に進めるための事務改善も含むと思いますが、事務局の方での検討はしてみたいと思います。</p>
議長	山下	<p>ほかにありませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第13、議案第28号 農業委員会活動の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画については 決定いたしました。</p> <p>次に、日程第14、議案第29号、非農地通知に係る対象農地の承認についてを、議題といたします。</p> <p>事務局で説明をいたします。</p>
主任主査	深迫	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第29号 非農地通知に係る対象農地の承認について、ご説明申し上げます。議案書は、77ページから110ページでございます。</p> <p>議案書に記載されてあります、番号1から778までに記載されている農地は、本年度、7月から9月にかけて、農業委員及び協力員の皆様に行っていただきました。</p> <p>農地利用状況調査・荒廃農地調査のなかで、農地としての再生利用が著しく困難と見込まれ、農地法第2条第1項に該当しない農地として、非農地と判断されました。</p>

		<p>今回、総会にて、非農地と決定された農地につきましては、非農地通知書の発送とともに、農地台帳より削除されます。</p> <p>また、農用地内の農地につきましては、農政畜産課との協議が整い次第、非農地通知の発送等を行う予定であります。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
委員	小園	<p>これで、総会で決まりますよね。そして通知行きますね。そして証明願いを下さいと言って、昨年度はどれくらい来られていますか。</p> <p>わからなかったら後でいいです。通知がきて、法務局に届けないのがあるのではないかと。ここでは非農地になっているけど法務局の台帳は農地のままとっている、そういうことの流れがわかって進まないで完結しないのではと考えるものですから、後でいいですので、深迫さんおしえてください。</p>
主任主査	深迫	<p>はい、わかりました。</p>
議長	山下	<p>ほかにありませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 14、議案第 29 号非農地通知に係る対象農地の承認については 決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>